積算疑義申立ての流れ

《令和7年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用を開始します。》

長浜市総務部契約管理課

開札及び予定価格公表

※疑義申立て期間中は、落札候補者または低入札価格調査対象者（以下、「落札候補者等」という。）の決定を保留します。
※開札後に予定価格のみ入札情報公開システムに公表します。

設計に疑義がある場合

設計に疑義がない場合

<積算内訳書の閲覧>
開札後、予定価格を公表した日の翌日から起算して2日間（ただし、市の休日は算入しない。）、契約管理課へ閲覧請求書を提出することで積算内訳書の確認ができます。
1日目は午前9時から午後4時45分まで、2日目は午前9時から正午までです。
※積算内訳書の確認は窓口での閲覧（ﾃﾞｼﾞｶﾒ等の使用は可）とします。写しの交付はありません。
※閲覧請求できる者は、入札応札者に限ります。
※閲覧請求書の提出は、契約管理課への持参に限ります。

設計違算の疑いがある場合

設計違算の疑いがない場合

<積算疑義申立て>
開札後、予定価格を公表した日の翌日から起算して2日間（ただし、市の休日は算入しない。）、契約管理課へ積算疑義申立書を提出することで、疑義を申し立てることができます。
1日目は午前9時から午後4時45分まで、2日目は午前9時から正午までです。
※積算疑義申立書を提出できる者は、積算内訳書の閲覧をした者に限ります。
※積算疑義申立書の提出は、契約管理課への持参に限ります。

積算疑義として取り扱わないもの
○積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
○公表された設計図書等で確認できるもの
○複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの。
○積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの。
○申立て期間終了後に提出されたもの
○応札者以外の者から提出されたもの
○その他当該入札に直接関係ないもの

設計担当課にて疑義申立ての取扱いの決定ならびに疑義申立ての回答を行います。
（疑義申立期限日の翌日から起算して5日後（ただし、市の休日は算入しない。）の午後1時までを予定しております。）

設計違算があった場合

設計違算がない場合

入札中止（※）

（※）ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、設計担当課が設計違算を訂正した内容に基づき予定価格及び最低制限価格または調査基準価格（以下、最低制限価格等という。）を再設定して、入札事務を続行します。
（1）設計違算を訂正することにより、入札参加資格要件に変更がないこと。
（2）訂正の内容が、入札参加者の応札金額に影響するものでないこと。
（3）設計違算を訂正することにより、予定価格が増額となる場合にあっては、当該増額に必要な予算が確保されていること。
（4）設計違算を訂正することにより、決裁者に変更がないこと。
（5）取抜け方式を適用する工事（単価契約工事を除く。）で、設計違算を訂正することにより、落札決定順位に変更がないこと。
（6）その他入札の透明性及び公正性を阻害し、又は、本市の業務上の支障を生じさせることとならないこと。

落札候補者等の決定を行う

低入札価格調査の実施

落　札　決　定

※低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたものは失格となる場合があります。